

令和 7 年度

大石田町一般廃棄物処理実施計画

大石田町

1. 基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条及び大石田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条に基づき、令和7年度の廃棄物処理を実施するにあたり、廃棄物の減量化・資源化の推進、適正処理処分の確保を基本とした施策の展開を図るための実施計画を定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画区域

大石田町の行政区域の全域。

面 積	人 口	世帯数	摘 要
79.54km ²	5,888人	2,207世帯	令和7年4月1日現在住民登録人口

2. 一般廃棄物の発生量の見込み

＜家庭系ごみ（収集所回収）＞ （単位:t）

＜直接搬入ごみ・事業系＞ （単位:t）

	令和7年度 発 生 量	令和6年度 処 理 実 績 量		令和7年度 発 生 量	令和6年度 処 理 実 績 量
燃やせるごみ	1,011	927	燃やせるごみ	237	283
ビニール類	7	7	ビニール類	0	0
処 理 不 適 物	31	30	処 理 不 適 物	54	53
衣 類	36	35	衣 類	15	15
ビ ン 類	39	39	ビ ン 類	0	0
カ ン 類	22	22	カ ン 類	0	0
ペットボトル	14	14	ペットボトル	1	1
乾 電 池	2	2	乾 電 池	0	0
蛍 光 管	1	0	蛍 光 管	0	0
粗 大 ご み	1	1	粗 大 ご み	78	61
そ の 他 資 源	0	0	合 計	385	412
合 計	1,164	1,077			

＜し尿及び浄化槽汚泥＞ （単位:kl）

	令和7年度 発 生 量	令和6年度 処 理 実 績 量
し 尿	200	206
浄 化 槽 汚 泥	1,623	1,673
合 計	1,823	1,879

※ 当該年度発生量は、ごみ処理基本計画（令和6年3月策定）より抜粋した数値を記載しており

ます。ごみ処理基本計画では、目標年度を2038年度とし、ごみ削減を目指してまいります。ごみの種類によっては既に当該年度の目標値に達しているものがありますが、更なる削減に努めるとともに、計画自体も、定期的に見直していく予定です。

3. 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

大量の廃棄物を排出し、深刻な環境問題を生み出したことを考え、使い捨て文化から脱出し、ごみの減量やリサイクルを目指す循環型社会を推進します。そのためにも、町衛生組合連合会等と協調しながら、廃棄物を抑制することは勿論、再使用、再資源化運動を推進し、同時に受益者負担の原則と公平化を図るために、ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担していただく有料化を引き続き実施してまいります。

(1) 廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化

町民及び事業者に対して、廃棄物問題の現状等を周知・啓発を行うことにより、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進するとともに、再使用や再資源化運動（4 R 運動）を推進する。

- 町広報を活用した啓発事業
- リサイクル運動推進事業の実施
 - ・集団回収事業の推進
 - ・拠点回収事業の実施
- 小型家電無料回収事業の推進
- 廃バッテリー・廃タイヤ回収事業の実施
- ごみ減量化促進対策事業の実施
 - ・コンポスターの普及推進
- 事業系ごみの減量化推進
- 事業系ごみの適正排出推進
- ペットボトル水平リサイクル事業の推進
- 廃食油（サフ）リサイクル事業の推進

(2) 廃棄物の分別排出励行

廃棄物の排出抑制及び減量化を推進し、資源の有効活用を図るため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものである。

- 町広報を活用した啓発事業
- ごみの分け方と出し方チラシによる周知
- 町ホームページによる掲載
- 衛生ステーションへの掲示啓発
- 転入者に対するごみの分け方事典の配布並びに指導
- 事業系ごみの分別徹底

(3) ごみ有料化実施

粗大ごみは、個別収集により平成15年12月より有料化（証紙）され、一般家庭系ごみも、平成17年10月から指定ごみ袋により有料化（証紙）されました。

家庭で出すごみも排出量に応じ「負担の公平化」を図り、ごみの減量化を通して処理コストの軽減、処理施設の延命化を図るためにごみの有料化を実施してまいります。

- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合による有料化実施
- 指定ごみ袋（大）40円・指定ごみ袋（小）30円
- 粗大ごみは、品目毎に料金を指定（分け方事典に記載）
- 直接搬入①ごみ処理手数料10kgごと180円 ②小動物の死骸1体500円

4. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

<ご み>

(単位：t)

ごみの区分		計画処理量	処 理 主 体		処 理 方 法
			収 集 運 搬	処 理	
燃やせるごみ	一 般 家 庭 系	1,011	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	焼 却
	直接搬入ごみ・事業系	237	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
ビニール類	一 般 家 庭 系	7	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	焼 却
	直接搬入ごみ・事業系	0	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
処理不適物	一 般 家 庭 系	31	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資源化・ 焼却・埋立
	直接搬入ごみ・事業系	54	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
衣 類	一 般 家 庭 系	36	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	焼却・資源化 (破 碎)
	直接搬入ごみ・事業系	15	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
ビ ン 類	一 般 家 庭 系	39	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資 源 化
	直接搬入ごみ・事業系	0	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
カ ン 類	一 般 家 庭 系	22	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資 源 化
	直接搬入ごみ・事業系	0	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
ペットボトル	一 般 家 庭 系	14	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資 源 化
	直接搬入ごみ・事業系	1	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
乾 電 池	一 般 家 庭 系	2	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資 源 化
	直接搬入ごみ・事業系	0	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
粗 大 ご み	一 般 家 庭 系	1	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資源化・ 焼却・埋立
	直接搬入ごみ・事業系	78	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
その他資源	一 般 家 庭 系	0	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	資 源 化
	直接搬入ごみ・事業系	0	排出者・許可業者	環境衛生事業組合	
合 計	一 般 家 庭 系	1,164			
	直接搬入ごみ・事業系	385			

※直接搬入ごみとは、引っ越しや家屋の清掃などで発生する一時的に多量に排出を要する一般廃棄物で、排出者自ら尾花沢市大石田町環境衛生事業組合環境衛生センターへ自己搬入したもの。

<し尿及び浄化槽汚泥>

(単位：kl)

区分	計画処理量	収集・運搬・処理
し尿	200	一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集し、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が処理する。
浄化槽汚泥	1,623	
合計	1,823	

5. 収集処理計画

＜家庭系ごみ収集頻度と収集方式＞

(単位：t)

ごみの区分		収集処理量	収 集 頻 度	収 集 方 式
家 庭 系 ご み	燃やせるごみ	1,011	年103回 週2回 曜日指定	指定袋による衛生ステーション方式
	ビニール類	7	年6回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	処 理 不 適 物	31	年11回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	衣 類	36	年6回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	ビ ン 類	39	年11回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	カ ン 類	22	年11回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	ペットボトル	14	年12回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	乾 電 池	2	年2回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	蛍 光 管	1	年6回 指 定 日	指定袋による衛生ステーション方式
	粗 大 ご み	1		申込制戸別収集方式
	そ の 他 資 源	0		
	合 計	1,164		

本町では、家庭系一般廃棄物について、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が収集・運搬・処理を行う。

また、事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用、その他必要な範囲において、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合環境衛生センターへ、収集・運搬・処理を行う。

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、「燃やせるごみ」「ビニール類」「処理不適物」「衣類」「ビン類」「カン類」「ペットボトル」「乾電池」「蛍光管」に分別し、指定された曜日並びに日に指定袋に入れ、衛生ステーションに排出されたものを、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が収集し処理する。ただし、一般家庭から排出される「粗大ごみ」については戸別に有料収集し処理する。

また、家庭系ごみは、排出者自ら尾花沢市大石田町環境衛生事業組合環境衛生センターに自己搬入するか、本町が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託することで適正に処理することも出来る。

なお、衛生ステーションに排出される家庭系ごみは、1月1日から1月3日と12月29日から12月31日を除いた月曜日から金曜日について収集する。衛生センターへは、併せて、祭日を除く日で直接搬入することが出来る。直接搬入ごみは、月1回土曜日の指定した日に搬入することが出来る。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴い排出される事業系ごみは、事業者自らが資源物の再利用及び適正処理を図る。

また、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合において処理しようとする場合は、排出事業者又は排出事業者から委託された一般廃棄物収集運搬業許可業者が、適正に分別

し搬入する。

(3) し尿、浄化槽汚泥

し尿は、本町が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集し、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が処理する。浄化槽汚泥については、本町が許可した浄化槽清掃業許可業者が、浄化槽設置者との委託契約を基に年間計画を立て、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と調整し、適正に処理を行う。また、処理後に発生する脱水汚泥は有効活用する。

(4) 犬・猫等の小動物の死体

犬・猫等の小動物の死体を尾花沢市大石田町環境衛生事業組合環境衛生センターに搬入し処理する場合は、排出者自ら若しくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託することにより、適正処理を行う。

6. 一般廃棄物処理施設の概要

<尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設の概要>

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力	竣 工
ごみ焼却処理施設	ガ ス 化 溶 融 方 式	3 0 t / 2 4 h × 1 炉	平成 15 年 3 月
リサイクルプラザ	併 用 方 式	1 1 . 5 t / 5 h	平成 13 年 3 月

<尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 し尿処理施設の概要>

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力	竣 工
汚泥再生処理センター	浄化槽汚泥の混入比率の高い 脱窒素処理方式+高度処理	3 5 k l / 日	平成 2 9 年 1 2 月

<尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 最終処分場の概要>

施 設 名	一般廃棄物最終処分場（大石田町大字大浦字年貢山地内）
埋 立 面 積	6 , 2 0 0 m ²
埋 立 容 量	4 0 , 2 3 0 m ³
埋 立 方 式	セル方式
竣 工	平成 1 1 年 3 月

<委託先 最終処分場の概要（ごみ）>

施 設 名	一般廃棄物最終処分場（村山市大字富並字百森 4889 番地 10）
埋 立 面 積	4 5 , 8 0 0 m ²
埋 立 容 量	8 7 4 , 7 9 0 m ³
会 社 名	株式会社 アシスト
竣 工	平成 1 3 年 7 月

< 委託先 最終処分場の概要（ごみ） >

施 設 名	一般廃棄物最終処分場（東村山郡山辺町大字北山字松山 2330 番外 2 筆）
埋 立 面 積	1 2 , 4 3 8 m ²
埋 立 容 量	2 3 0 , 8 4 8 m ³
会 社 名	株式会社 村山コンポストリサイクルセンター
竣 工	平成元年 9 月

< 委託先 堆肥化処理施設の概要（脱水汚泥） >

施 設 名	堆肥化施設（東村山郡山辺町大字北山字松山 2487 番外 3 筆）
処 理 能 力	7 0 t / 日（2 4 時間）
会 社 名	株式会社 村山コンポストリサイクルセンター
竣 工	平成 2 8 年 1 2 月

7. 収集及び処理しないもの

ブロック、レンガ、土砂、泥、側溝土砂、機械油、エンジンオイル、金庫（大型）、芝刈り機、大型コピー機、バッテリー、タイヤ、農薬、消火器、医療器具、焼却灰等、家電リサイクル法対象品目（エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫等）、資源有効利用法対象品目（パソコン、バイク等）

8. 一般廃棄物処理業許可業者・浄化槽清掃業許可業者

（1）一般廃棄物収集運搬業

	許 可 業 者 名	住 所	事 業 の 範 囲
1	(株)畑中	大石田町桂木町 3-1	一般廃棄物・し尿
2	オールイ環境サービス(株)	尾花沢市大字荻袋 1728-1	一般廃棄物・し尿
3	(有)菅野清掃	尾花沢市大字丹生 596	一般廃棄物・し尿
4	(株)モリヤ	東根市大字東根甲 5996	一般廃棄物
5	(株)友企画	大石田町大字大石田丁 202 番地の 26	一般廃棄物 （遺品整理等に伴う家庭系ごみに限る）

（2）一般廃棄物処分業

許可業者なし

(3) 浄化槽清掃業

	許 可 業 者 名	住 所
1	(株)畑中	大石田町桂木町 3-1
2	オールイ環境サービス(株)	尾花沢市大字荻袋 1728-1
3	(有)菅野清掃	尾花沢市大字丹生 596